

# 地産地消推進協力店認定要領

## (目的)

第1 市原市産の新鮮な農畜産物を地元で消費しようという「地産地消推進」に賛同し、市原市で生産された農畜産物（加工品を含む）を積極的に取り扱う販売店・飲食店・加工業者等を「地産地消推進協力店」（以下「協力店」）として認定し、広く消費者にアピールを行う。これをもって地域の農業について知ってもらい、利用してもらうことで、市原市産品の生産・消費拡大を図ることを目的とする。

## (認定)

第2 「市原市農林業振興協議会長」（以下「会長」）は、事業者等の申請があった場合、基準を満たした事業所を「協力店」として認定する。

## (申請)

第3 「協力店」の認定を受けようとする事業所等は、認定申請書（様式1）に必要書類を添付し、「会長」に申請するものとする。

## (審査)

第4 「会長」は前項の申請を受理した場合、その申請内容を確認し、認定基準を満たすときは「協力店」として認定する。

なお、「会長」は審査及び認定を「市原市農林業振興協議会地産地消推進部会」部会長に委任することができる。その場合、部会長は市原市農林業振興協議会理事会へ審査内容等を報告し、承認を得て認定する。

## (認定基準)

第5 「協力店」の認定を受けようとする事業所等は、別途定める基準（別表1）を満たさなければならない。

## (認定決定)

第6 「協力店」として認定された際には、認定有効期間は定めず、認定日より認定証及び認定プレートを使用することができる。

## (広報宣伝)

第7 「協力店」は店頭又は店内に認定証及び認定プレートを掲示し、地産地消

のPRや販売促進のPRに必要なグッズを使用することができ、「会長」は「協力店」として認定を受けた事業所等のPRについて、市及び関係機関等へ協力を要請する等の支援を行う。

(調査・報告)

第8 「会長」は認定を受けた「協力店」に対し、認定基準を満たしているか調査することができる。又、「協力店」は毎年度末に実績報告書(様式2)を、又、代表者等の変更・取消があった場合については変更・辞退届(様式3)を提出しなければならない。

(認定取消)

第9 「会長」は次の事項に該当する場合は、「協力店」の認定を取消することができる。認定を取消された「協力店」は、速やかに認定証と認定プレートを返還しなければならない。

1. 営業を終了した場合。
2. 認定基準に該当しなくなった場合。
3. 報告書の提出がない場合。
4. 「協力店」より辞退する旨があった場合。
5. その他会長が判断した場合。

(苦情)

第10 「協力店」において食品・商品等に関する苦情があった場合は、「協力店」の責任において必要な措置を講じるとともに、その旨を「会長」にも報告しなければならない。

(補則)

第11 この要領のほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

(付則)

第12 この要領は、平成22年1月26日から施行する。